

＼仕事の合間にすぐわかる！／

改正電帳法の ポイント

電子帳簿保存法とは？

紙で保管が義務付けられている国税関係帳簿・書類を
「電子データ」保存することができる制度です。

保存できる帳簿・書類の範囲



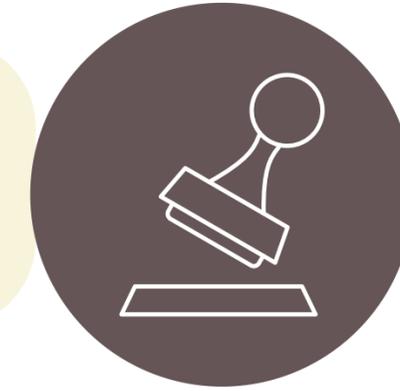
改正のポイント

令和4年（2022年）1月1日から施行

廃止

事前承認制度の廃止

3か月前の事前申請→事前申請廃止



緩和

スキャナ保存の要件の大幅緩和

- 訂正削除履歴が残るシステムで保存の場合、タイムスタンプ付与不要
- タイムスタンプ付与期間 3営業日以内→最長2か月+7営業日以内
- 適正事務処理要件の廃止
- 検索要件項目→「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定



義務化

電子取引のデータ保存義務化

令和4年1月1日以降行う電子取引データから書面に出かし保存を廃止
※2年間の宥恕（ゆうじょ）措置（令和5年（2023年）12月31日まで）



令和6年からの変更点

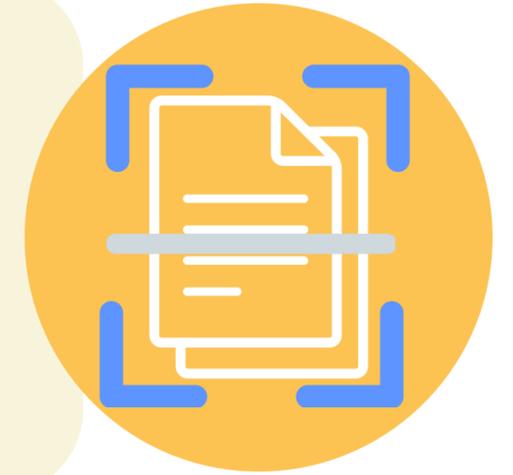
令和6年（2024年）1月1日から施行

スキャナ保存

「解像度、階調及び大きさ」に関する情報の保存が廃止

記録事項の入力者に関する情報廃止

相互関連性要件が「重要書類」に限定 ※重要書類：契約書・領収書・請求書・納品書等



電子取引

データの提示・ダウンロードが出来れば、検索要件(取引年月日/取引金額/取引先)不要

※検索要件が不要となる事業者の範囲拡大 売上高が5,000万円以下

相当の理由があり、データの提示が出来れば、書面（紙）保存可能

